

四日市市告示第178号

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第355号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助事業」という。)は、市内において実施する別表第1に掲げるものとする。ただし、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> | <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助事業」という。)は、市内において実施する別表第1に掲げるものとする。ただし、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> |

1 (略)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。

1 (略)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)